

議事日程 (3)

平成25年9月6日 午前10時00分開会

日程第1 一 質 般 問

---

【 出 席 議 員 】 (13名)

1番 松上 宏幸      2番 内海 猛年      3番 刀根 正幸      4番 妹川 征男  
5番 貝掛 俊之      6番 田島 憲道      7番 辻本 一夫      8番 小田 武人  
9番 今井 保利      10番 川上 誠一      11番 益田美恵子      12番 中西 定美  
13番 横尾 武志

---

【 欠 席 議 員 】 (なし)

---

【 欠 員 】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美      書記 井上 康治      書記 志村 裕子

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長                      波多野茂丸      副町長                      鶴原洋一      教育長                      中島幸男  
モーターボート競走事業管理者 仲山武義      会計管理者                      武谷久美子      総務課長                      小野義之  
企画政策課長              中西新吾      財政課長                      柴田敬三      都市整備課長              大石眞司  
税務課長                      縄田孝志      環境住宅課長                      入江真二      住民課長                      池上亮吉  
福祉課長                      吉永博幸      地域づくり課長                      松尾徳昭      学校教育課長              岡本正美  
生涯学習課長              本石美香      病院事務長                      森田幸次      競艇事業局次長              大長光信行  
事業課長                      藤崎隆好      管理課付課長                      濱村昭敏

---

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で、会議は成立をいたします。よって直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、4番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

おはようございます。通告書に従って質問をさせていただきます。

まず、1件目ですけれども、山鹿貝塚及び城山の現状と整備について。芦屋町観光基本構想が本年4月に出されましたが、数ある歴史、文化、遺産の整備と継承及び観光資源としての位置づけが乏しいと感じられます。

山鹿貝塚及び城山の現状は放置されたままであり、見るにたえられない状況です。歴史自然遺産を観光資源のスポットとして位置づけ、整備を進めていく必要があると常々感じておりました。それで、昨年9月の議会でも一般質問をしておりますが、それに引き続いて行います。

山鹿貝塚の環境整備の取り扱いについて、町は林野庁九州森林管理局福岡森林管理署及び福岡県文化財保護課との合同会議を検討されたでしょうか。まず、これからいきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、生涯学習課から山鹿貝塚の環境整備の取り扱いにつきましてご説明いたします。

山鹿貝塚は県の指定遺跡であると同時に、国が管理する防風保安林の中に所在しております。現在、史跡の活用につきましては、県文化財保護課と、まずは山鹿貝塚保護を大前提とした適切な遺跡管理につきまして協議を進めております。と同時に、遺跡の管理者であります市町村としての立場から、防風保安林を管理しております林野庁に対して、低木や下草等の伐採と定期的な管理及び処理につきまして、適切に行ってもらうようお願いをするとともに、史跡整備につきましてもご理解を求めています。

これにつきましては、今年25年の6月27日付で林野庁国有林野部業務課長宛に、山鹿貝塚を含む国有林に関する林野庁への要望書を地域づくり課とともに提出し、現在回答待ちの状況です。

このように、県文化財保護課及び林野庁とは緻密かつ継続的な協議を続け、まずは町がそれぞれの機関と、それぞれの間にある課題点につきまして、引き続き調整を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

昨年の9月の答弁の中に、今のようなことへの回答がありました。その中で、あそこの遺跡は砂丘ですので、そういう構造物をつくることについてはいかがなものかというような話がありました。

私は、あそこにそういうお金のかかるようなものではなくて、そういう散策ができるような細い道でもいいかなというような気持ちでおったわけですけど、いずれにしろそういう砂地であったために、なかなかそういうものに対する取り組みが今日までなされてなかったなというふうに思うんですけれど。

今、皆さん方のお手元にカラーの写真を配付しておりますから、ちょっとこれを見ながら説明したいと思いますが。写真は、上の2段がこれは城山のことで、下のほうにありますのが山鹿貝塚です。

山鹿貝塚は、先ほどの県の指定文化財でもありますし、そういう意味で3段目の左のほうは、こういう掲示板がされております。よくごらんになってください。この掲示板の横に、これ女竹なんですね。竹がずっと今、奥まで入りつつあります。これを放置しておきますと、これはハマユウ群生地ではありませんが、竹やぶ群生地になってしまう恐れがあるというふうに考えます。

これは数年前まではこんな状況はなかったと思います。それが少しずつ、少しずつ深部まで入ってきているということになれば、この竹の根っこが、こういうさまざまな森林を犯していくということですので、これについてはぜひ松の伐採したものを撤去するだけではなくて、この女竹が侵入していることによって防風林としての役割がますますおかしくなるのではないかと。そして、そういう竹やぶのような貝塚というのはみっともないし、恥ずかしいことではなかろうかというふうに思います。

そういう意味で、今、ある意味では松の伐倒されたものは撤去をされてはおりますけど、写真の3つ目、このような松がまだ残ったままなんですね。ぜひ撤去をしていただきたいというふうに考えます。

それから、一番右のほうは、これはこのような電線に大木が覆いかぶさっております。そのことによって田屋地区の特定の地域ですけども有線放送、それから電気が時々風が吹いたときなんかには停電するというような苦情が入っておりますので、この点について営林署なり九州電力なりに、町として何か要請をされたかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

現在のこの田屋地区の場所につきましては、国有林でありまして森林管理署のほうで管理をしております。そのため状況をちょっと妹川議員よりお聞きしましたので、森林事務所のほうに連絡をして枝払い等をしていただくような形でお願いはしているような状況になります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

先ほどの課長の話では、芦屋町が関係機関と話し合いながらということですけど、前回も私は営林署の方と、それから自然保護課との話の中で、県は営林署の関

係がありますし、営林署は県の自然保護課というのがあって、そういう合同の会議なるものについては、町が主体的にそういう話し合いの場を設けていただければ、参加いたしますよというふうに言われております。

このことについて、今回の一般質問をすることで営林署とそれから県にも説明をしましたところ、そういう積極的な町が主体的になって、そういう合同会議なるようなものを設置していただければ、当然参加したいというようなことを話をされておりました。いかがでしょう、そういう意味で、その関係機関というのは芦屋町の関係機関だけではなくて、いわゆる国・県そういうことに要請されるお気持ちはありませんか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

関係機関と申しますものは、県の文化財保護課及び林野庁のことを指します。我々としては、それぞれの中でどういったことができるかということ、まずは個別に会議をさせていただきたいというふうに考えております。

この個別の会議等がある程度整えば、状況によって、そういう合同ということも起こり得るのではないかと思います。現状としては、まずは個別に当たらせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

ぜひ町の執行部の皆さん方も、この山鹿貝塚に上っていただいて、非常に3000年前のこの18体の人骨、やはり縄文人の眠る山鹿貝塚です。そういう歴史文化の誇り得る芦屋町の山鹿貝塚が、こんな無残な形で放置されていいものか。

やはり先祖を大事にする、そのことが芦屋町の人たちへの誇りでもあるし、町外、県外から参加されてくる歴史郷土史会の皆さん方が、芦屋町の山鹿貝塚はさすがだというような山にしていただきたい。それとともに、自然遺産と観光資源のスポットとして位置づけられて、そしてこのことが5年先、10年先になるかわかりませんが、やはり観光、それから教育の場として、歴史の場として活用できたらなということを常々考えております。よろしくお願いします。

2番に行きますが、では城山の写真なんです。1段目の左側からこれを城山に登ろうといたしますと、「汚さずに守ろう自然の美しさ芦屋町」という看板が大きいものがありますが、汚さずに守ろうではなくて、もうこれ自体がカビが生えているような状態なんですね。湿気のあるところとはいえ、これを立てられたのがいつかわかりませんが、こういう状態私たちは、芦屋千軒、関千軒と言われている芦屋町、歴史深い町なんです、この玄関先でもあるわけですね。

これについては、芦屋町は観光資源として花見の観光地として遠賀、中間の花見の山花見はどこであるかということで、芦屋町の山鹿の花見ですね。城山の桜の名所ということであるわけですが、玄関先であるこういう立て看板でいいものかどうか。現状もそうです。子どもの遊具、これずっと登っていきますと、これは先賢顕彰会が行われている祠があります。私も時々参加させていただいております。議員の皆様方も執行部の皆様方も参加されておられますが、今から20年、30年前に私がここを訪れたときは、桜の花が満開のときに枝が張っているわけですね。覆

いかぶさるような感じでした。

ところが、周りの樹木が大木になってしまって、桜の花が、ほうきを反対にしたように上のほうに伸びてしまっているんです。ということが桜の花が上のほうにしか見えないという状況になっています。そういう意味では、この周りの樹木の剪定、陣内を整理、そういうところが必要ではなかろうかというふうに、洞山保存会の皆様方が毎年ここで桜見、山鹿兵藤次秀遠をしのぶ会をして、花見をするわけですけど、先賢顕彰会の皆さんもここでやるわけですけど、皆さん方も常々感じられているのではなかろうかと思います。

そして、歩いていきますと、このように外柵が朽ち果てたままの状態になっています。散策路はもう傷んだまま。これは、このまま放置しておきますと、いわゆる土砂崩れの恐れもあるわけです。そういう意味で、これについても今後どうされるのかということで、2番目の項目に入っていくわけですけど。これについてどのように考えられているのか、よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

城山の現状につきましてご説明をいたします。

本年4月に作成しました芦屋町観光基本構想の基本戦略4という形の中で、地域資源を生かした観光の魅力づくりの施策の中に、既存の観光施設の整備活用として城山公園を位置づけております。

これは、古くから花見の名所として利用されていきましたが、現在の広場や散策路、フェンス等は整備が不十分で危険な箇所も見られます。この公園として、今後の方向性及び必要性を今後検討していくという形で、基本構想にもうたっております。

この公園整備を実施していくに当たり、優先順位を今つけて計画的に実施していきたいと考えております。実施計画では夏井ヶ浜一帯をまず第一に、次に、魚見公園、城山公園の順に整備を進めていくように考えております。

ただ、公園整備につきましては費用が多額に要しますので、活用できるメニュー等を探して整備をしていきたいと考えております。現在のところ、必要最低限という形の中の管理、剪定だとか草刈り、あと除草作業といったところを委託して行っているのが現状となります。それとあと、崩落等の対応として平成24年度に遠賀川側の崩落防止等危険な箇所については防止工事を行っているところでございます。

現在として、財政状況が厳しい中で財源の確保がなかなかできず、公園の整備が十分に行き届いていないということは、今の現状となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

引き続き私のほうから、ちょっとお答えいたしたいと思います。

城山の状況は、今課長が説明したように、現在、機能の維持というレベルでの管理を行っております。これについては、やはり平成17年度から実施した行財政改革による影響があると考えております。当時、これまでと同様の行財政運営をしていくなれば、平成17年の状況ですから、16年以前の同様の行財政運営をしていくなれば、10年後は約10億円もの赤字が見込まれる。赤字財政となる試算が出ていました。これによりまして、抜本的な改革に取り組み、そういう必要性を強く

意識したところでございます。

このため、10億円の赤字の解消と、10年後には10億円の基金を積みまして保有すること。また、大型事業も考えられるので、これに10億円を投資するということで、合計30億円の財源を捻出するという計画を策定し、議員の皆さんはもとより、職員にも自覚をさせ、その上で広報誌及び住民説明会を実施して、この難局を乗り越えるさまざまな施策を展開してきたところでございます。

その中には物件費の一律削減、各種団体への補助金の見直し、各種施策は郡内並みに、そして職員給与についても5年間辛抱していただきたいということで、一律3%の引き下げなど総合的に実施してきたところでございます。

○議員 4番 妹川 征男君

ちょっと議題から離れているようですけど。

○議長 横尾 武志君

大丈夫です。

○副町長 鶴原 洋一君

城山公園についても、その中にあります。物件費については、その後の行革においても徐々に引き下げを行ってきました。このようなことから、城山公園の現状が徐々に現在のようになっていったものと考えられます。

しかし、この行財政改革を行った結果、徐々に財政は好転しています。本年度の財政シミュレーションでは、10年後の基金残高は約50億円となる予測をしております。また、競艇事業についてもモーニングレースの取り組み、場間場外発売、電話投票など経営努力の結果、ここでも単独開催以降好転してきており、一般会計への繰入金も増額することとしております。なお、競艇事業からの繰り入れにつきましても、その用途を明確にして対応していく必要があると考えております。

このような状況下、観光公園整備については、それぞれの公園をどのようにしていくかの構想を持ちつつ、優先順位を決めて対応していかなければならないと思っています。ただし、手を入れなければならないところについては、適宜その都度対応しなければなりませんから、施設整備計画などに上げて管理することが必要だと考えているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

ありがとうございます。でも、今の私の質問に対して少し本題から離れているようなことですので、私、議題が4つありますから短時間でお願いしたいと思います。

じゃ、言葉を返すようですけど、そういうようなこと優先順位をしながらでも、そういう私たちの町民の願いである城山を、やはり本当に花見のできるような、そして憩いの場になるような城山にしていきたいというような願いが、町民の声にたくさんあるということをお伝えしたいと思います。

じゃ、2番目に行きますが、特別養護老人ホームの不採択の真相についてですが、まず、1、2、3の質問をする前に、土地所有者の同意書は提出されているが、その土地の利用者の同意書は提出されていないというふうに私は判断していますが、これ間違いありませんか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

3月の一般質問にも答弁いたしましたけれども、受理に関しましては現在、町に提訴されておりますので、裁判の中身に関するものでございますので答弁は控えさせていただきますと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

もう一回言いますが、裁判とこの問題とは全く関係ないことですが、土地の所有者、私の2枚目のプリントを見てください。カラーの写真の2枚目のところの①、②、③、④、⑤、⑥、⑦とありますが、③のところなんですね。③の方は、これは同意書は出ているはずですよ。

ところが、ここで耕作している人の農業者の方の、いわゆるその土地の利用者の同意書は提出されていないと、ご本人も言われておりますから、それで確認をしておりますが、同意書はその土地の利用者の同意書は出ているのですか。それだけです。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほど答弁いたしましたけれども、裁判における違法性の主張部分というのが原告からございます。その中で、隣接地権者で土地所有者と利用者が同一でないのに、土地利用者の同意云々に関して違法性を求めておりますので、これは裁判の内容に関するものでございますので、先ほどと同じように答弁は控えさせていただきますと思います。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

では、まず②、字名の違った同意書を訂正するよう指導もせず、なぜ受理したのかということですが、これも先の6月議会で、ある隣接地権者の同意書、これは⑤ですね。⑤の方なんですけれど、これは山鹿地区なんですけど、その芦屋となっていると。で、事業者を確認をしたところ間違いであったということが確認できた。事務上のミスであったと判断しているということをお答えしております。であれば、地主のところに行って、事業者は地主のところに行って書きかえるように指導したかという問いに対して、あなたは指導していませんと回答されましたが、これ間違いありませんか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

そのとおりでございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

③は、分筆は通学路の安全対策というような理由のもとに分筆されたものだと思いますが、分筆が通学路の安全対策だということは町が言ったことなんですか。そ

れとも町が推薦した事業者が言った言葉ですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これは事業者のほうから説明がございました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃ、そのような①にいけますが、その土地の利用者の同意書は出されていないと思いますが、そういうような問題のある町が推薦した事業者の応募書類をなぜ受理したんですか。②、そのような間違った同意書を訂正することもなく、それをなぜ受理したんですか。③、なぜその分筆は通学路の安全対策という理由のもとからであるけれども、なぜそういう同意書を受理したのですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、妹川議員のご質問のございました1、2、3点がございますけど、1番と3番というのは、なぜ受理したんですかということで、答えは同じになると思うんですけども、これにつきましては事業者から提出していただいた必要な書類を福岡県に確認をしておりますし、その上で必要な書面がそろっていたために受理しております。

それから、訂正することなく、なぜ受理したかっていうことなんですけども、先ほど妹川議員も言われましたけども、書類作成上のミスであるということが確認でき、なおかつそれ以外にも間違いがないということが確認できました。これはそもそも事業者の責任で用意するものですので、それらが確認できましたので受理したものです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

この分筆は通学路の安全対策ということですけど、今、図面を見ていただきたいんですが、この分筆されたところは赤まぶしの、赤の②、④、⑥この方々はさまざまな理由によって反対の意思表示をされていた。その中で通学路の安全対策というふうなことなんですけども、幅2メートルのものが20メートル、10メートル、30メートル近くあるでしょう、幅は。これは緑のところはこれは通学路です。ましてや、その下の6番のところがこれは水路なんですね。水路の幅は約2メートル、この水路の2メートルのところ、なんで分筆が通学路の安全対策というようなことを信じられたのですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

信じる、信じないということではなくて、事業者から説明がそのようであったということで、これはプレゼンテーションの中で選定委員会の中で、事業者がプレゼ



ンテーションにおいて説明されたことですので、信じる、信じないというのは各個人の委員さんの問題でございまして、その点については、事業者から単に説明があったということだけの事実でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

そういうのを丸のみにして、そしてそういう裏づけもしないで、11月9日にそういう書類を受け取っているわけですから、そのプレゼンは11月の20日でしょうけれど、11月9日の中でそれがわかっているはずですよ。それを、そういう審査権を持つ芦屋町が受理すること自体が、あなたたちがつくった留意事項に違反するのではありませんか。

それで、また隣接地権者と土地利用者が同意していない場合は、両方の同意を得てくださいというふうに留意事項にも書かれているわけですよ。それについて、芦屋町が審査権を放棄して、芦屋町がそれを受理し、そして選定委員会にかけて、その事業者が県のほうに上がっていくわけですね。

そこで、留意事項にはこんなことも書かれてあります。留意点の中には、必要な提出書類がそろっていない場合や、もろもろあるわけですけど、暴力団による不当な行為があれば、応募書類の受理は行いませんとあります。まあ、町と県の作成した留意事項そのものを、町自身が私は違反をしているのではないかと。みずからそれをほごにしているというふうにしか思えませんが、この点いかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

分筆の件についていろいろ説明があっているようですが、この件については何度もご説明していると思いますが、この分筆についてを含めて、この特養の問題については県の要綱に基づいて行ってきた。基本的には県の要綱に基づくものだという、整備方針に基づくものだと考えております。

この分筆が適当なのかどうかについては、県と常に適宜調整した上で、県の考え方をお聞きした上で受理したということで、何度もこれは、この議場の場でご説明しているところでございます。そのような過程を持って受理をしたということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

副町長は、課長もそうですけれど、隣接地主の方が会いたいと、そして隣接地主の定義とは何か、自分たちは隣接地主ではないのかというようなことで申し出されました。ところが、自分たちには今おっしゃったように県が判断することであると、県のほうに行ってくださいというような、そういうことを言われたことによって、そういう地主の方々、そしてそういうような話が町民の中に知れ渡ることによって、町全体が、まあ、課長だけじゃない、町長だけじゃない、副町長だけじゃない、芦屋町の行政というものが町全体に不信感が今は募っていますよ。

足元の目と鼻の先の住民が副町長や課長に、まあ、課長には会いましたけど、県のほうに聞いてくださいと、そんなええころかげんなことで、そんないいかげん

な態度、そしてそういう答弁でいいのかなというふうにつくづく思います。

まあ、あくまでも決定権は県でしょうけども、審査権を持つのがやはり選定委員会であり町長だったと思うんです。まあ、そういうことで地主の怒りの声を再度伝えてほしいということでしたので、ここで伝えておきます。

それから、私は地方公務員法には服務の基本基準というのがあります。全て職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する。全力を挙げてこれに専念しなければならないという条文があります。また、服務の宣言、宣誓の条項があります。法律、条令、規則、規定等を遵守し職務に専念する。また、第30条には職務上の命令に従う義務が明示されている。町長の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

恐らくこの問題については、課長の判断でこういうことをなされたとは思いません。やはり、上司の職務の命令に従ってやられたのかなというふうに感じざるを得ないのです。

今回の場合は、やはりこういう福岡県の高齢者福祉施設の整備方針と芦屋町の方針、留意事項に照らして公正で中立で、そして適切に処理し審査すべきであったというふうに思っています。

ところが、今回の一連の中で担当課が一番基本的なこと、隣接地権者の同意について審査もせず、裏づけも取らず、むしろそれを隠蔽をして、県に責任を転嫁する、そして選定委員会に審査の書類を提出し、審査させたというふうにしか私は思えません。また、地主さんたちもそう思われています。

そういう意味で、第33条には信用失墜行為の禁止項目があります。職員はその職の信用を傷つけ、または職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。今、町民の声は、こういうような声が渦巻いております。いかがでしょうか。

それで、私は第29条には懲戒の条項というのがあります。私は福祉課の担当者は職務上の義務に違反し、または職務を怠っているというふうに考えていますが、いかがでしょうか、町長。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

この論議は、妹川議員ともう何度もお話したわけでございまして、妹川議員は妹川議員のお考えによって、今るるいろいろなお話をされておるわけでございますが、先ほど副町長も申し上げましたように、何度もこれもお話をしました。

特養については、これは介護事業であると。事業者みずからが結局、土地を確保し、同意を取り、自治区の同意も取ると。これが大前提になっておるわけでございます。そして、いろんな書類を町が審査をするわけでございます。チェックするわけでございます。そしてそれを県に上げると、そしてそこに町の感情が入れられるかどうかということでございますが、課長も申し述べておりますように、これも何度も妹川議員にお話ししました。

私は、課長に対しまして、どんな小さなことでも県に必ず相談してやるようにというふうに申して今日まで来ておるわけでございます。この姿勢は今でも変わることはないわけでございます。

先ほど懲戒だとかいろいろ妹川議員独自の、いわゆる論理を言われたわけでございますが、それはそれとして日本は言論の自由はあるわけでございますので、それはおっしゃることは構わないと思うわけでございます。

それから、私のほうには別に今言われたような地主さんのほうから云々だとか、そういうことは一切来ておりません。逆に、もうこのことには触れたくないと、間接的に私の耳には入っておるわけでございます。

というのも、やはり自治区が結局認めたと、そういう中で、まあ、自分たちも心苦しいところはあるが、個人的な気持ちとしてないほうがいいという形の中で、できればつくってほしくないという気持ちはあると。そういう中でいろんな方が私のほうに出入りしてきたと、反対してくれ、いろいろそれは妹川議員もご存じだと思いうわけでありまして。いろんな形の中で、反対してくれ、同意せんでくれというようなお話も承っておるのが、これが現実であるわけでございます。

いろんな言論の自由でございまして、言われるのは結構でございまして、今日粛々と我々はこの職務に当たっておるということを、再度申し上げておきます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

町長がどういうところからそういう話を聞かれたかわかりませんが、私はこの田屋地区のところは地区の同意がとれなかった、不受理。そして、今回の場合は留意事項に従えば、主体的に町が判断すれば選考委員会、その前の11月9日の時点で不受理ないしは不適切な、不正な応募書類であるということであれば、そこで受理できなかったということであれば、1者しか残らなくなるわけですね。その1者というのが、その柏原地区に道路を拡張し、資財をなげうってやっていこうとされていた会社名、事業者、これはグループホームと小規模多機能などやられている複合型介護施設をやられています医療法人慶愛優しか残っていなかったと、こういうふうに判断するわけですね。

私がこういう発言をしますと、先ほどのように町長が、どこそこのところは反対してくださいとか、そういうふうなことの風評があるかわかりませんが、これは消去法でいくなれば、1者田屋のほうでそこで不受理、そして、その町が推薦したところの会社は不受理、失格ということであれば、1者しか残らないじゃないですか。そのことによって、選定委員会でその1者が上がってきて、今言った医療法人の慶愛優は残ってきて、その選定委員会でその中身が経営上のこと、資金上のこと、そういうものが悪ければ、そこで落選でいいんですよ。町が選定委員会が、これは不採択だということであれば、それでもう納得できるわけですけど、もともとそういう受理してはいけないような会社を上げたということ自体が、非常に不可解でたまりません。

私はそういうことを言っておるのであって、私が特定の事業者を推薦するために動いていたわけではありません。公正にそして中立に正しいやり方でやっているかどうか、そういう事業者であるか、そういうことで今まで私は動いてきました。もういいです、次にいきます、時間がありませんので、お願いします。

3番にいきます。ポートピア勝山の施設譲渡契約についていきます。

平成24年9月定例議会において、町は平成24年6月28日に交わした無償譲渡契約書を開示しないまま補正予算、この金額490万7,000円というのを削除してください。私のミスでございましたので削除です。予算を提案し、議会は賛成多数で可決した。その施設無償譲渡契約書がいまだ開示されておりません。

1番、平成24年9月5日、6日、議会運営委員会に秘密会として開催し、8人のメンバーには開示されているが、残された5人の議員にはなぜ開示されないのか。

前回もお話したと思いますが、もう一度、もうあれから3カ月、6月議会で9月ですから3カ月たっていますので、開示しますというような回答を得たいと思っております。どうぞ。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

譲渡契約書をなぜ議会運営委員会以外の議員に公開しないのかというご質問に対してお答えします。

ボートピア勝山につきましては、昨年9月末をもって旧施設会社であります株式会社ビー・ケーから施設譲渡を受けて、現在営業を行っているところでございます。このビー・ケーとの譲渡契約書につきましては、開設当初にこのビー・ケーと地元住民の方々が交わされました金銭に関する約定書、覚書など多くの書類が添付されております。

これらの書類は民間企業が民間人と交わした書類でありまして、公開されることを前提としたものではございません。このため、これらの方々に不利益が及ぶことを懸念して非公開としているものでございます。

ご質問の譲渡契約書をなぜ議会運営委員会の議員以外に公開しないのかということでございますが、この件につきましては、昨年9月議会の際に議会運営委員会より施設譲渡についての説明を求められ、行ったものでございますが、この会議は非公開で行われるということでございましたので、説明資料として契約書の一部を提出させていただき、会議後、資料は回収させていただいております。

昨年10月に行われました総務財政委員会においても、同様のご質問があつておりましたが、その際にもご説明しましたとおり非公開を前提に委員会からの要請があれば、同様の対応を取りたいと考えておりますが、これまでそのような要請はあつておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃ、昨年の9月の5、6で秘密会議ということで開示されたでしょうけど、じゃ、その契約書にあります第13条に基づいて漏えいしてはならないと、ビー・ケーと芦屋町の了解のもとであればいいというような条項があるわけですが、であれば、この秘密会議をすることについてはビー・ケーと了解を取ったわけですか。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

ビー・ケーとこのような形で説明するという報告は行っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

先の6月議会で、この場で私はこういうふうに裁判所、それからさまざまな形で流れて、もう契約書を持っているわけですけど、それを皆さん方に開示するように議長を通してお話したんですけど、やはり開示できないということでもいいんですね。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

はい、現在のところビー・ケーの了解は得られておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

2番目にいきまして、競艇事業局と町長は借地権を引き継いでいると答弁されています。地主との土地賃貸借契約はそのとき整っていたのか、今現在整っているのか、いかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

施設譲渡に当たる地権者との契約が整っていたのかというご質問についてですけれども。

ボートピア勝山の敷地内にあります借地の契約につきましては、ビー・ケーと地権者との間に転貸を行っております事業者が入っております。このビー・ケーと地権者と転貸を行っている事業者による3者の転貸の転貸借契約となっております。

このため、今回の施設譲渡に当たり、ビー・ケーはこの借地契約について地権者と協議を行うべく、転貸を行っている事業者に対しまして協議を行うよう依頼を行ってまいりました。しかし、結果的には協議に至ることができないまま提訴ということになっておりますので、現時点で地権者との新たな契約はできていないという状態でございます。

なお、答弁の中で借地権を引き継いでいるということに関しましては、先ほどご説明しましたように、借地契約につきましては開設当初にビー・ケーと地権者と転貸者の3者で3者契約が交わされておりましたので、譲渡契約によりまして、このビー・ケーの地位を芦屋町が引き継ぐということになっております。

このため、ビー・ケーの持っておりました借地権を引き継いでいるというご説明をしているものです。なお、この件につきましては現在、係争中の案件となっておりますので、申し訳ありませんけれども、これ以上の答弁は控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

借地権というのは、どういうふうに捉えられているのかなと思うんですけども、土地の所有者とそれから土地を利用したいという人との間で、土地を貸しましょう、土地を借りましょうということで賃貸借契約を結ぶわけですよ。

それで、今ビー・ケーとその土地の地主さんたちとは交わされていたでしょうけれど、その中でビー・ケーが芦屋町に譲渡する際には、地主はそれは貸しませんよ、田んぼにしてくださいよというような話であったわけだと思いますが、いずれにしろ、そのビー・ケーから芦屋町に無償譲渡をされたからといって、6月の28日の時点で賃貸借契約を交わさなければならないんですよ。

例えばいろいろな具体例がありますが、例えば私が土地を持っていると、で、町長が私の土地を利用していると。そして私が賃貸料をいただいていると、本当は町長が副町長にそれを譲られたときに、私はやっぱり副町長と新たに賃貸借契約を結ぶと思うんですね。それと同じように、新たにその地主さんと賃貸借契約を交わす必要があったと思うんですね。それが今もなされていない。そして提訴されているということは、この地主さんのお手紙にもあるように、私たち町会議員には全ていただきました。総務財政委員会に対して9月15日に内容が書かれてあります。そして、文書でも2回通告しています。何ら回答はありませんということと、それから11月15日には芦屋町町会議員として皆さん方に承諾も取らず、土地を不法に占拠している、やむを得ず今回の提訴に至りましたという11月15日、この日にもう提訴しているわけですけどね。

だからそういうことを、なぜそういう無償譲渡契約書があって、それが未完了のままに進められたことに、こういうような事件に発生してきたのではなかろうかというふうに思っております。まあ、これ以上裁判で答えられないということですので、それはそれでいいでしょう。

それで、私はこの契約書の中に、今年の9月14日と10月4日に総務財政委員会での内容なんですけど、仲山局長さんは、地元同意は本来ビー・ケーが行うべき役割で、9月30日に譲り受けた後もビー・ケーは地元の同意について継続するよう契約上もなっている。とか、ビー・ケーは譲渡したから積み残しのものは知らないということはない。ちゃんと責任を持って継続していくことが契約上にも明記しており、というふうに発言されて、私たち議員は総務財政委員会も、なるほどと、ビー・ケーがやってくれるんか、本議会でも今年の9月の17、18日の本議会でもなるほどということで議案を賛成された方もおられると思うんですけど。

どうですか、私はこれはこの条文にそういうことが書かれてありますか。契約上にもそのようにビー・ケーが取り組んでいきますというように、契約上に書かれてありますか。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

譲渡契約書の内容につきましては、先ほど申しましたように基本的に非公開ということになっておりますので、詳細についてはご答弁は避けたいと思っておりますけれども、契約書の中に、まあ、その時点で懸案となっておりました菩提区の同意について、引き続き協議をするということで条文は上がっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

引き続き、このことについては協議していくというのが、この契約書の中に載っていますか。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

はい、上がっております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

時間が差し迫っておりますが、私はこの無償譲渡契約内容は地方自治法26条と、それから芦屋ボート競走事業の設置等に関する条例第11条に今でも違反していると、なぜこの議会に諮らなかったのかというふうに思っています。まあ、違反していないとされていますけど町は、その根拠を示せということについては、次回に回したいと思います。

私は、この無償譲渡契約書は負担付譲与、それから寄附であるというふうに私もいろいろ調査をしました。で、町が答弁するようなものもそれはあるでしょう。しかし、実際問題として今、負担付であります。それは営業をしているからといって、当然、維持管理費についてもそれは負担しなければならないでしょうけど、それ自体がもう負担行為と思っています。そういう意味で、次回にこれは回したいと思います。

4番目、町立芦屋中央病院の建てかえについてであります。

町が病院建てかえのための基本計画（素案）を近日中に明らかにするようですが、その情報を住民に対してどのような方法で明らかにするつもりか。

2番目の町立芦屋中央病院の建てかえについて、住民に賛否を問うための住民投票条例を制定する気はありますかということも、2点まとめてお願いします。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

要旨1についてご説明いたします。

基本計画の素案につきましては、準備ができ次第議会の皆様にも報告を行い、その後町民の皆様に対しては、広報あしやとホームページにてお知らせをすることとしております。また、パブリックコメントや住民説明会を実施し、住民の皆様のご意見をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

中央病院建てかえに関する住民投票条例の制定についての考え方でございます。現在に至るまでの経緯ですが、平成22年2月の議会全員協議会で、町長から病院の老朽化による一時的な改修を行ったとしても、いずれまた大規模な改修を行わざるを得ない。しかし、改修をやりながらの病院経営は困難ではないかとして、建てかえ問題に言及をされました。この全員協議会は、病院の今後の使用可能年数への質問があり、耐用年数は39年とお答えしたところです。

また、平成23年4月の統一地方選挙で、波多野町長のマニフェストにおいて、老朽化した病院施設は応急措置を講じているが、建てかえについて考えなければならない時期に来ているとして、その是非を含めて将来を見通した計画を策定すると住民の皆さんに示されております。

その後、役場庁内で検討を重ねた結果、専門家の方々の考え方、ご意見等を参考にすべきであるとして、平成23年9月定例会において、老朽化した病院の今後の対応策について第三者機関に諮問し、答申を得るための支援業務委託予算を議会へ計上し、可決されました。

この第三者機関は、病院事業検討委員会で主な議論は、病院の具体的な老朽化対策でした。その答申は、町民の意向を踏まえると、今後とも中央病院は存続することが望ましい。その上で移転、建てかえが最も望ましいとされました。これを検討する中で、大規模改修でも多くの財源が必要で、かつ機能回復ができて機能向上はできないことで合理性はないと判断されました。

次に、現地建てかえについては土地が狭いので、建てかえる場合は高層化となり、動線や建築コストなどに問題があり、駐車場の確保や工事中の患者への悪影響なども問題となり。

○議員 4番 妹川 征男君

議長、簡略にお願いします。

○議長 横尾 武志君

副町長、時間が少ないから少し簡略に。

○副町長 鶴原 洋一君

はい。まあ、そういう建てかえについての言及がございました。そして平成24年4月に議会全員協議会でこの答申書の説明をいたしたところです。

同月、発議2号で病院事業調査特別委員会が議会において設置されました。このことは昨日の話でもございました。そして、その報告は議会だよりでなされております。

それから24年5月には、広報あしやでこの答申書についてのお知らせをした。そして24年7月にも建てかえについての広報をしております。さらに、平成24年3月の定例会において経営形態検討委員会の予算を通していただきまして、24年5月から経営形態に関する審議を行ったと、このような経過がございます。

このような検討を重ねた結果に、平成24年11月に議会に対しまして築37年目となる病院の喫緊の課題として、建てかえる方向性についての説明を行い、住民説明会もあわせてやってきたと。で、広報もやってきた、このようのところがございます、このような経過を踏まえて住民の皆さんのお考えは、病院は存続すべしでございます、議会のご意見も137床を堅持して地域医療を提供し続けてくださいとのことでございます。

このように病院が必要だというコンセンサスは、既にあると考えております。病院は必要だが、耐用年数39年という中で中央病院は築37年目を迎え。

○議長 横尾 武志君

副町長、もう時間が少ないからね、質問に簡略に答えてやって。

○議員 4番 妹川 征男君

もういいです。わかりました。

○副町長 鶴原 洋一君

つきましては、このようなことから住民投票条例という選択肢はないというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

住民投票条例をやる気があるかどうかということを知っているわけですから、私は、今いろいろな形で広報あしやとかホームページ、それからさまざまな住民説明会等も行われていることは事実です。



ところが、今町民は財政負担の問題、病院経営内容、将来的に多大な負担を町民に強いるのではないかという不安もあります。では建ててもいいのではないかというさまざまな方がおられるわけですね。

そういう中であって、私はこの住民投票条例制定を町長発議で、町条例96条に基づいてやられる、やったほうがいいのか、そのことによって住民の方々もいろいろな情報を流していただいて、そしてそれに参画していく、そういう意味で、またさまざまな誤解を招いている住民の方もおられるでしょうから、そういう意思の疎通を図りながら、情報が皆さん方に伝わる中で賛否を問うということは、私たち議会制民主主義の中には、いわゆる二元代表制とは言われていますが、必ずしも全ての大事業については、直接町民の意見を聞くということも必要であるかと思うんですね。

やはり、議会制間接民主主義の中において、直接的にそれを投票することによって議会の間接民主主義を補完する、補う、そういう意味での住民投票をぜひ、町長発議でやっていただきたいというふうに思っています。この辺についてはいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

もう時間がありませんよ。町長、答える。時間がないけどどうする。

もう時間がないのでね、妹川議員。積み残しがあると思うので、12月議会でもういっちょ。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃ、最後に。

○議長 横尾 武志君

最後、簡略に。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃ、これで私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

.....  
○議長 横尾 武志君

ここでしばらく休憩します。

再開は、11時10分からいたします。

午前11時01分休憩

.....  
午前11時09分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、3番、刀根議員の一般質問を許します。刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

3番、刀根正幸でございます。第3回定例会の一般質問通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

件名でございますが、まず第1点目に、いきいきと暮らせるまちづくりの現状と今後の方向性と題しまして行います。

この質問を行う前に、ある面での前提条件という形の中でお話させていただきたいのですが、この福祉という形をテーマとした中では、これが多岐にわたると言っ

たところがございます。つきましては、各所管のものの考え方というところで、極端な話、それが地域に関する問題もしくは教育に関する問題というふうなところで出てまいりますので、とりあえず私のほうは基本的にこの線に沿って質問はしていきますけども、場合によってはそういったところで話が飛んでいくということでご理解いただきたいと思います。

それでは、まず初めに第1点目、私の今回の質問の内容は、芦屋町総合振興計画の基本計画の第4章に、いきいきと暮らせる笑顔のまちとしてうたっておりますけども、ご承知のように少子高齢者社会というものからいろんな形で、多くの住民の方は急激な社会変化と申しますか、とりわけ暮らしに関する社会保障の問題、それから消費税の問題、さらにはT P Pなどいろんな社会が大きく変わろうとしております。

その中で、先に申し上げました事項というのは、直接暮らしに関するものでございますので、まずは芦屋町の現状といったところでお尋ねいたします。その内容が現状と、そして課題について、まず初めに芦屋町の平成25年度4月1日現在における人口並びに高齢者夫婦、そして高齢者単身、これは男女別に世帯数とその3年後の推計値について、どのようにお考えになっているかということでお尋ねをいたします。よろしくお尋ねいたします。

**○議長 横尾 武志君**

執行部の答弁を求めます。住民課長。

**○住民課長 池上 亮吉君**

人口等についてお答えいたします。

平成25年3月末の数値となりますが、芦屋町の人口は1万5,038人、世帯数は6,543世帯です。そのうち高齢者夫婦などの世帯数は672世帯、高齢者単身世帯数は1,081世帯、この男女別の内訳としましては、男278世帯、女803世帯となっております。

この3年後の推計値についてですが、明確な数字を申し上げるのは難しいですけれども、人口につきましてはこの3年間で626人、割合にしますと約4%減少しております。今後もこの傾向が続いて減少するものと考えられます。

なお、高齢者の世帯数については増加傾向にありまして、具体的には高齢者夫婦などの世帯数は3年間で56世帯、約9%増加しております。高齢者単身世帯数は61世帯、約6%の増、この男女別の内訳としましては男25世帯、約10%の増、女36世帯、約5%の増となっております。これにつきましても、今後も増加傾向が続くものと考えられます。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

刀根議員。

**○議員 3番 刀根 正幸君**

これは人口的にかなり減ってまいりますといったところの傾向が見えたかと思えます。

続きまして、平成24年度の医療費の総額、そして、その3年後の推計値並びにそれに対する基金の額についてお尋ねいたします。

**○議長 横尾 武志君**

住民課長。

**○住民課長 池上 亮吉君**

国民健康保険と後期高齢者、この医療に関して芦屋町が支払っている医療費についてお答えいたします。

平成24年度の医療費の額は、国民健康保険は約12億2,600万円、後期高齢者は約1億4,300万円です。3年後の推計値につきましては、人口と同様、明確な数字を申し上げるのは難しいですが、国民健康保険につきましては、この3年間の医療費の推移を見ますと22年度、23年度は増加、24年度は減少しております。これは1人当たりの医療費は増加しておりますが、被保険者数が減少していることや、各種健診事業による医療費の削減効果が表れているものと考えられます。

全体としては、緩やかな増加傾向にあるのではなかろうかと思われませんが、今後の医療費の動向は不透明です。なお、後期高齢者の医療費については、3年間で約12%増加しております。これにつきましても、今後も同様な傾向が続くものと考えられます。

また、国民健康保険給付支払準備基金、これの基金設置額につきましては平成24年度決算で26万9,411円となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

まずここで、ちょっと検証してまいりたいんですけども、国保のところの部分で医療費が若干でも一応増加しているといった状態が見えたんじゃないかなと思います。また、基金については26万というふうな形で、これで足りるのかっていう考え方が生まれてくるわけですね。

そこで、いわゆるこの基金ということで私なりに調べてまいりました。一応10年ぐらい前というふうな形でいきますと、約2億を越す基金が国保会計にはあったかと思います。それが現時点で26万9,000円になったこの内容についてご説明をお願いいたします。

尋ね方が悪ければ、この2億あった基金が何で26万までに減少したのかということについての、その原因で結構です。何年に何ぼとかいう必要はありません。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

基金については先ほども行財政改革の話をしたんですが、使える部分は使っていくという形で運用をしてきたと、このように思っております。ただ、今現在、その26万というような少額でございますので、これについては今後どのような形にするかっていうことを住民課、それから財政課で調整した上で検討していくべきだと考えております。

いずれにしても赤字決算にはならないような形で、円滑に持続可能な対応が必要ですから、総合的に検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

私自身が、従前国保という事務を担当していたということがありまして、この基

金という部分は、やはり医療費というものはある意味その年によって、疾病内容によって療養給付額というのは変わってくるんですね。そうすると、それを平準化していくということで、必要な基金までもこのような形で減少することについては、私は先々に問題を残すというふうに考えております。

つきましては、その金額の幾らが妥当か、それからどこまでの部分で財政的に支援しうるかっていうものは、執行部のほうで十分詰められまして、そして計画的に安定した行政の推進といったところに向けて取り組んでいただきたいと思います。

これは、先ほどからの一般質問の中でも、やはり芦屋町が大変厳しい行政改革の中で、そうせざるを得なかったといったところの部分はわかりますけども、今それを、今まではこうだったけどっていうことじゃなくて、これからはどうするのか、そういったところにやはり長期的な行財政、そういったものを踏まえて進めていただきたいと思います。

次に、第3点でございますが、高齢者夫婦・単身世帯について、行政上どのような方向で対応していくのか。また、地域福祉としたときに個人情報取り扱いについてはどのように考えているのかについて、ご質問いたします。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

高齢者を取り巻く大きな流れとしまして、国においては団塊の世代が75歳以上になる平成37年度までに、地域包括ケアシステムを構築することを目指しております。

地域包括ケアシステムとは、高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に行われるようにするものでございます。このうち、特に介護、予防は福祉課に設置しています地域包括支援センターが担い、配食サービスや紙おむつの支給を初めとした各種の福祉サービスを実施するなどの生活支援は、福祉課高齢者福祉係が担っている現状にあり、今後とも必要な方に必要なサービスを提供していくことが求められていると考えております。

このほかにも、現在策定しております地域福祉計画に基づいた推進項目、社会福祉協議会との連携、社会福祉協議会が進める愛のネットワーク事業などによって、方向性として、国同様、高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう取り組んでまいります。

次に、個人情報の取り扱いについて、現状を説明させていただきます。

現在、民生・児童委員の方々に毎年65歳以上の高齢者名簿を配付しております。これは民生・児童委員の方々が日常の見守りを職責とされており、守秘義務を有していることから配付させていただいているものでございます。その情報の中には、緊急通報装置、配食サービス、紙おむつの給付等の福祉サービスの利用を含めて情報提供をさせていただいております。取り扱いには十分注意していただくようお願いしており、年度末には古い名簿を回収するなど、情報の取り扱いには細心の注意を払っております。

次に、地域福祉としたとき個人情報の取り扱いについてとの質問でございますが、現在、地域福祉計画の策定のため推進委員やワーキングの方々から積極的な意見を出していただいておりますが、個人情報の共有化をどのように図るかまでの決定には至っておりません。

しかしながら、災害時を含めた地域での安全・安心を確保するため、必要な個人情報について共有化は必要であると考えております。が、個人情報の第三者への提供は非常に厳しい制限があるため、本人同意を得て行うことが基本であり、どのように対処していくか今後検討してまいります。

なお、8月28日の新聞報道によりまして、古賀市が本人同意を得ず、災害時の安否確認、救助目的に自主防災組織に対し、個人情報保護協定を結んだ上で全世帯の家族構成がわかる住民総合台帳を事前提供することがわかりました。この件に関しまして、既に町長から古賀市を調査するよう指示を受けておりますので、本会議終了後、総務課とともに古賀市に出向き、芦屋町においても導入するよう検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

ただいまご報告していただいたその中に、一つの愛のネットワークっていう格好が社会福祉協議会の中で行われている。これがなかなか地域に浸透していかない。私は、この聞いたその理由の一つに、芦屋町は施設を中心に考えていくんですか、そのベースがどうなのかっていうと、やはりその中心は地域福祉といったところで、ある意味やはりどこか対応できない分野については、地域に頼っていきますよというふうな方向性が見えたんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、地域の中での現実の問題といたしまして、地域に加入していく皆さん方、これは現在63%というところで聞いておりますけども、やはり地域力というものが、こういったところで低下しているというものが見えております。あわせて今言った高齢者のところで考えていきますと、地域の中ではその情報すら実は持たないんですよ。

ですから、これよく愛のネットワークが普及しないというところで、これは単に民生・児童が情報提供をして守秘義務の中でやっているということでは言われませんでしたけども、それには守秘義務があるから、その中で提供はしておりますと、取り扱いについてはということですけども。その方を見守る協力者というところは、実は健全な方の住民なんですね。それも近くの中で、同じ活動をしている中でそれをお互いに助け合う、見守っていくという形になりますと、どうしてもその地区でやるという格好になると、まずは加入率のアップというところで図らなくてはなりませんし、同時にそういった情報を進める側が持っていなくちゃいけないと、でない計画の立てようがないといった事象が起こってまいります。

つきましては、古賀市に出向いた中でそれを調べるということですけども、それらの事務というのは、実は単に福祉課だけの問題じゃなくって、地域も関係すれば教育も関係してまいります。

私がこのところで一番引かかっているのは、やはり今の行政事務というものが縦割りの中でしか動いていないんじゃないかな、そうするとそれによってお互いのこの事務はここでということでは分断されている、それがなかなかそういった事業の展開がうまくいかないというところではないかなというふうに考えておりますが、その点については、これは副町長のほうがいいかな、各課にまたがってまいりますので、その辺についてご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

縦割り行政の弊害については重々承知をしております。これについては、企画政策課の中で各課との連絡調整という全体調整をする部署がございます。その機能も発揮させながら、今後とも横の連携についてはやっていく、地域との連携についても同様のことが言えると考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今のところで、今後の課題といったところであるわけですが、これは前々回の一般質問の中で、教育委員会に私は一つの組織というところの部分で行った覚えがあります。

それは、一つの時代に対応した一つの組織立てが必要じゃないかな、そうすると今教育委員会のほうで社会体育というは乗っかっているんですが、やはりこういったある程度高齢社会といった形の中では、やはり、ぴんぴんころりではないんですけども、住民の生きがい、健康、そういったものを重点的に進めていくために、社会体育という一つの部署が、そしてお互いに健康福祉、そういったものがつなぎ合わさる、情報を共有していきながら、そしてそれをやっていくことがむしろ医療費の増加、これは医療費の増加というのも、実は今3カ年で12億からもう1億ぐらいは平気で変わってきますよといった状況になってまいります。そうすると、その1億をそちらのほうに振り向けて、中で生活をしている方も健康で文化的な生活を行われるわけ、生きがいに満ちた生活を行われる。そういったところを踏まえて、組織ということで、これは企画課長のほうがよろしいんですかね。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

今、毎年そうなんですけれども、事務改善委員会というのを庁舎の中に設けております。この事務改善委員会の中で、今課題になっている、今、刀根議員がおっしゃいました健康のことだとか、そういったことも含めて組織機構の見直しを考えているところでございます。

それと、先ほど副町長が申されましたけど、横の連携ということにつきましては、今グループ会議というのも行われております。グループ会議も必要があれば、いろんなところの課長が集まって組織を活性化していけばよろしいというふうに考えていますので、今後もそういう方向で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今、横断的な組織という形の中で言ってたんですけども、これはやはり進めていく側の心というものが一番大切でありますので、まずは課長さん方なりその管理をされている方が中心になって、そしてある程度その基盤ができて担当者におろしていくといった対応は、私は望ましいかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今度は次の質問に移らせていただきます。

4点目に、平成23年度、25年度の所得総額、住民1人当たりの金額と、そして28年度の推計値はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

平成23年度、22年分の所得額につきましては、申告者1人当たりということで計算いたしますと、157万4,000円となっております。また、平成25年度、平成24年分の所得額の申告者1人当たりの平均は152万7,000円となっております。

平成28年度の平均所得額ということですが、推計値ですが、こちらにつきましては減少率だけを考慮しますと、この23から25年度の2年間で3%の減少ということになっておりますので、25年度に比べ28年度、4.5%の減少が見込まれると思われま。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今4.5%減少って額でおっしゃったんですが、電卓を持ってきていないので、大まかどのくらいというところで数字出ていません。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

28年度、これは先ほど申しましたが、減少率のみを考慮した数字ですが、146万円程度になると思われま。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

この状況からわかりますように、これは多分消費税とか、そういったものが加味されていないと思います。実質これは日本の景気によって、1人当たりの金額というのは変わってくるわけですが、ご存じのように芦屋町というのは交通の利便が悪いですよ、そして働く場所が少ないですよというふうな状況があつて、これがもろに受けてくるのかな。

そうすると、これが次のところの部分の質問にも影響してくるんですけども、これをさらに例えばそういった活力ある町としていく中で、芦屋町はかなり厳しい状況に置かれているなつていうのが見て取れるんですが、このところの部分について、例えば人口増加策なり、もしくはそういった雇用の場の確保なりそういったところで、5点目、高齢者の社会資源活用について、どのように考えておられますかということで、お答えください。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

お答えさせていただきます。

退職された高齢者の方が生きがいを持って働かされているものは、芦屋町が社会福祉協議会に委託しております高齢者能力活用事業でございます。この24年度の実績は、登録者が86名、うち25名が女性ですが、一人ひとり月当たりの就労日数というのは12日でした。売上げの面では、約5,283万6,000円というふうな実績がございまして、町が委託する巡回バスの運転や庁舎の清掃等の委託経費は2,824万1,000円、売上げの約53%でございます。

また、23年度の売上げと比較すると、行政からの受注は5万1,000円の減額ですが、逆に民間からの受注は156万5,000円伸びており、トータルとして151万4,000円の売上げ増で、高齢者能力活用事業の実施趣旨であります高齢者の生活感の充実や、福祉の増進に寄与しているというふうに考えております。

この高齢者能力活用事業につきましては、今後も一人一人の高齢者の生活感の充実のため、実施委託先である社会福祉協議会に管理に関する人件費を負担する等、高齢者福祉を充実させていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

これは、私の近くにいる方が、実は臨時職員のところで申し込まれて、そして、ここで働きたいんだけどという格好で申し込んだという話を聞いたんですよ。ですけども、一つの仕事に対してやはり3人なり4人なりというところの分が応募があったときに、その方はもうふるい落とされていくと、次の場がないんですね。

ですから、これ先だつてのテレビ放送の中で聞いたんですけども、千葉市ではある意味高齢者ということで、従来培った技術そういったものを生かしながら、できる軽易な内容については行政が一つの登録制度なり、まあ、これは高齢者活用事業に似たような状態であるかもわかりませんが、そういった組織に落して、できるだけ雇用の場をふやそうといった取り組みをやっているんですよ。

私もいわゆる先ほど言いましたように、芦屋町っていうのは昔は例えばボートという形の中だけで、従業員数が最高800人ぐらい働いている時代がありました。しかし、なかなか厳しいという格好の中で、今現在は百二、三十人ぐらいのものかもわかりません。そうすると、少なくともそこに700人近くの方は、以前と比べて働く場がないですよっていう形になるのです。

やはり、そういった意味を込めまして、できるだけそういった働きたい方は多いんですけども、なかなか場がないといったところで、その解決策としてどなたかお願いしたいんですが。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

雇用の場ということで、いろいろ高齢者の雇用の場ということで言われてあるわけなんですけど、ちなみに今、臨時職員の関係で、65歳以上、役場のほうでは今34人ほど雇用しております。

職種はいろいろ健康づくりとか、公民館そういったところでもありますけども、最高年齢が80歳ということで、やっぱり職場に合った方という形で、先ほど面接ということもありますけど、基本的には面接をして希望があればその中で採用していく



ということが原則だろうと思っております。

行政の登録制度というのは、まだまだ今後ちょっと検討の余地はありますけれども、ちょっと今現在ははっきりしたお答えはできませんので、そういう状況であるということでお答えいたしたいと思えます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

この問題は、一つの可処分所得にかかわる問題でありますので、できるだけ前向きにたくさんの方が、ある意味ワークシェアリング的なものの考えの上に立ってもかまわない問題かなというふうに思っておりますので、前向きに検討していただきたいと思えます。

それでは、次に西川ボートの対策と漁業振興策についてということで質問させていただきます。

まず第1点、西川に係留しているプレジャーボート問題を含む合理的な解決にしていくため、芦屋港の有効活用ができないか。1点目に西川係留のプレジャーボート重点撤去が進められており、現在砂置場になっている芦屋港湾のレジャー港への切りかえの進捗状況について尋ねます。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

国による西川係留のプレジャーボート重点撤去は、25年度から第3期に入り、新西川橋から島津橋までの間で取り組まれている状況です。芦屋港の活用、活性化としてのレジャー港化について、現状は地方港湾としての物流基地の機能が十分発揮されているとは言えない状況で、22年度に福岡県で実施された芦屋港現況調査の今後の芦屋港の設問で新たな機能を追加し、活性化を図ったほうがよいとの住民の回答が80%を超えており、現在のまま漁港機能と物流機能として運用したほうがよいの、8.3%を大きく上回っています。

この調査結果を踏まえ、芦屋港の漁協西側の活用、活性化としてレジャー港化を要望するものです。進捗状況は、本年度臨港地区の指定も終えたことから、一步踏み出したものと考えています。引き続き福岡県への直接要望、福岡県町村会による県要望、福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会による県要望などを行っていきます。また、プレジャーボートを重点撤去を進める国・県・町の3者の協議も始めたところです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今のところの分で、大まかいつぐらいの時期をめどとしてそれを到達していきたいんだっていう、これはやはり事業をやっていくときに、これ何のために、誰のために、そしてその目的をいつまでという一つのものがないと、なかなか本気にならないと言いかすると失礼ですけども、やっぱりある意味、町長なりそういったところに働きかけて要請をしていただくということで、その辺のところ、大まかで結構ですが、そういったところで取り組んでいくのかどうかということをお願いします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

町の事業であれば、今議員がおっしゃったような形で進めていけるわけですが、これはあくまでも相手が福岡県ということですので、これは福岡県の計画によるということしか、現在申し上げられません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

この点については、早期にその辺の調整を行っていただきたいと思います。

2点目、芦屋港湾をレジャー港化して開放し、その利益を漁業振興費として利用するという考え方についてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

芦屋港湾は先ほども申し上げましたように、福岡県の管理でありますので、町に収益が入ってくることはございません。ただし、レジャー港化になれば、管理などの業務を含め新たな雇用が生まれるものと考えております。また、何よりも芦屋港の背後地に広大な緑地などがありますので、この土地活用で町の活性化も期待できるものと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

これは昔のリゾートのときに、やはりそういったレジャー港化という話のところ、かなり歳入がというところなんです、これを県の施設だからという形の中でおっしゃっているとすれば、いわゆる、今、西川のほうで200隻ぐらいのところは移転せんにやいかんというところに大まか見て取れるんですが、そのところについての収入ということで、実際に、これは漁港そのものが町の漁港であるかどうか調べておりませんが、福岡の和白の近くです。そこにある漁港で、やはり普通の町の漁船、それとレジャーのいわゆるプレジャーボート、それが一体となって約1,000万円ぐらいを漁協が受けているといったところの話聞いたことがあるんですよ。

私が今言っているのは、これによって出たものを漁業振興に向けることによって、やはり今までない収入ですから、そういったところが可能ではないかなということでお尋ねしているんですが、いずれにいたしましても、これは県の問題、それからそこを預かっている漁港の問題、いわゆる漁船の問題、漁業者の問題、そういったものが絡んでまいりますけども、できるだけ早く一つの問題、課題というところの部分は、ある程度合理的に処理していただくといいなと思っております。

今、この中で一般質問という格好で行いましたけども、これは芦屋町自身がいわゆる人口は減り、財政収入は減り、その中で逆に出ていく負担がふえていくということで、最後の1問、これは質問通告書にないんですけども、現在、まつかぜ荘が特別養護老人として運営していますよね。

その部分で、芦屋町は何か収入としてあるんでしょうか。それとも、いわゆる施設をつくることによって、ある程度の負担を強いられるのかってということについて、お尋ねいたしたいのですが。金額はもうわからないと思いますから、出る方が多いですよ、入る方が多いですよでいいです。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

特別養護老人ホームは、社会福祉法人が運営することになりますので、社会福祉法人が持つ固定資産につきましては、税法上非課税というふうになっておりますので、税収はございません。ただ、ああいうふうに70床とかいう特養ができますと、それはそれで、先ほど刀根議員が重要視されておられました雇用という面では、非常に力強い事業所ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議員 3番 刀根 正幸君

もう一点いいですか。

○議長 横尾 武志君

通告書にないやつは余りだめですよ。

○議員 3番 刀根 正幸君

なんですか。

○議長 横尾 武志君

通告書に入っていないやつはだめですよ。

○議員 3番 刀根 正幸君

はい、わかりました。いいですかね。

私なりの調べたところによると、基本的にそういった施設というものについては、町に負担がかかるというのが一般です。ですから、古賀市がそういった施設をつくって、それが集中してきたときに、ふうふう言ったところの部分があるんですけども。

その中でなお、やはりそういった施設をつくっていき住民の一つの安心・安全な生活を確保していくということで、やる以上は、私はそのもとになる、いわゆる今度はお出の方が多くなれば、当然、何かを減さないで長期的に安定というのはいたしません。

そうした中で、いろんな施設なりつくっていくという形もどうしても出てまいります、それも含めて、今度は今までにあるものを有効活用、きょうの一般質問の中でも出てまいりましたけれども、新しくつくるよりも、それを管理し、やったほうが住民に直結するような行政になるかなあと、そうすると芦屋町ではこのような方向で今から事務を進めますよという、一つの情報の提供をこれを適正に、かつ住民にわかりやすいような形で、今後やっていただくことがかぎなのかなあと。

ある意味私も、この役場というものを退職し、そして町に入ったときになかなか見えないなというところがありました。それは、多聞に住民の視点、その視点に立って、これは難しい言葉ではなくて平坦な言葉。

○議長 横尾 武志君

刀根さん、プレーヤーボートはどうなったんかね。

○議員 3番 刀根 正幸君

なんですか。

○議長 横尾 武志君

プレジャーボートから相当離れておる、話が。

○議員 3番 刀根 正幸君

あっ、これは最後のまとめに入っておりますから。

○議長 横尾 武志君

それはまとめですか。

○議員 3番 刀根 正幸君

少なくとも、そういった情報の提供、そういったものが行うことによって、反対する、賛成する意見はそれぞれ出てまいります。だけど、反対する方については、それがなぜそれをやらなくちゃいけないんですよという説得、これをきちんとやらないと、その中でどうしても合わない部分については、一番最初の一般質問のところで、私は説明したと思います。それは一つの車社会という格好で幅広い道をつくりますと、市長さんがね。そのときに到達していないから、なんでこれが必要なのかという猛反対を受けたんだけど、だけどこれは、今からこの社会になるんですというところで市長さんがその分決行し、それが今の社会に適應していますよといったお話をしたことがあると思いますが。

これと同様に、これからの一つの芦屋町を考えるというところで、やはり政治を行う方はその未来を予見して、これは正しいんだと言ったところで、それをきちっと理解させていく説得が必要じゃないかと思っています。

教育の部分に実は触れていませんけども、これらのところを地域を育てるっていうふうな形の中では、教育委員会も一つの中でそれを進める方々がおらっしゃるわけですね。そうすると、そういった基盤があって一つ一つがよくなっていくという形になると思いますので、やはり連携を密にして、そして明るい元気のある芦屋町につくっていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、刀根議員の一般質問は終わりました。

---

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時52分散会

---